

2019年3月10日
テオリア第78号

定価 350円
毎月10日発行
定期購読料 年間 4000円
半年 2000円

郵便振替口座 00180-5-567296研究所テオリア

θεωρία テオリア

発行 研究所テオリア
東京都千代田区内神田1-17-12
勝文社第二ビル101
TEL&FAX 03-6273-7233
ホームページ
http://theoria.info
E-mail: email@theoria.info

「偽装」をつくりだすもの



沖縄の民意は辺野古新基地建設NO！＝2月25日、官邸前

「偽装」をつくりだすもの
安倍政権が毎月勤労統計等で不正、偽装を行ってきたことが明らかになった。毎月勤労統計は、精度を上げるための補正が17年度まで行われず、失業給付や労災保険の支払額が本来もたらえる金額より低くなっていた。
それだけではなく、18年分から調査手法の変更や補正がひそかに行われていた。それらは、サンプル調査になっていった東京都分大規模事業所の調査データをひそかに補正する。新しい全企業調査結果の補正をさかのぼって反映させない。
中江元哉総理秘書官が厚生労働省に「問題意識」を伝えて、サンプルとなる事業所の入れ替え方式を変えさせる。賃金が低い日雇い労働者の賃金を統計の計算から外すなど。いずれも、平均賃金を高く出すための手法だ。
安倍官邸の関与で行われた一連の不正を元に、18年の労働者名目賃金(平均)水準「急伸」という統計がつくられた。
安倍政権の下で行われてきた統計不正は一つではない。白井康彦(フリーライター)は、第二次安倍政権が生活保護費大幅削減を正当化するために行った物価下落率を大幅に膨らませる「物価偽装」の力ククリを暴いている(本紙2面)。
(2月23日)

座標塾第15期 (2019年3月～11月)

- 第1回 現代世界はどこへ向かうか
3月15日(金)午後6時半
- 第2回 消費増税をどう考えるか(その1)
——日本の税のあり方を基礎から学ぶ
5月17日(金)午後6時半
- 第3回 ローカリズムの時代へ
7月19日(金)午後6時半
- 第4回 消費増税をどう考えるか(その2)
——税率10%への引き上げと対策の問題点
9月20日(金)午後6時半
- 第5回 移民社会・日本の課題
11月15日(金)午後6時半

講師 第3回 高坂勝
第5回 鳥井一平
(移住者と連帯する全国ネットワーク代表理事)
第1、2、4回 白川真澄
(ビープルズ・プラン研究所)

会場 文京シビックセンター(2回目以降予定)
参加費 通し4000円(会員2500円)
1回1000円(会員500円)
※要申込 研究所テオリア
03-6273-7233

インフォメーション

- 3・11から8年 第66回東電本店合同抗議
- 3月10日(日)午後1時/東京電力本店前/たんぼ舎他
- 3・21さよなら原発全国集会
- 3月21日(日)12時半/代々木公園B地区/「さよなら原発」一千万署名市民の会
- 天皇「代替わり」直前！今からでもNOと言おう集会
- 3月30日(日)午後1時半/文京区民センター/おわてんねっと

紙面紹介

生活保護費大幅削減のための物価偽装 白井康彦… 2面
書評 「幸福の増税論」…………… 3面
「糟谷孝幸の死」から50年 糟谷の反戦の遺志から
改めて言う 日本原へ 内藤秀之…………… 4、6面
武器取引反対/福島は語る/大地共有/反紀元節… 7面
8面

生活保護費大幅削減のための物価偽装

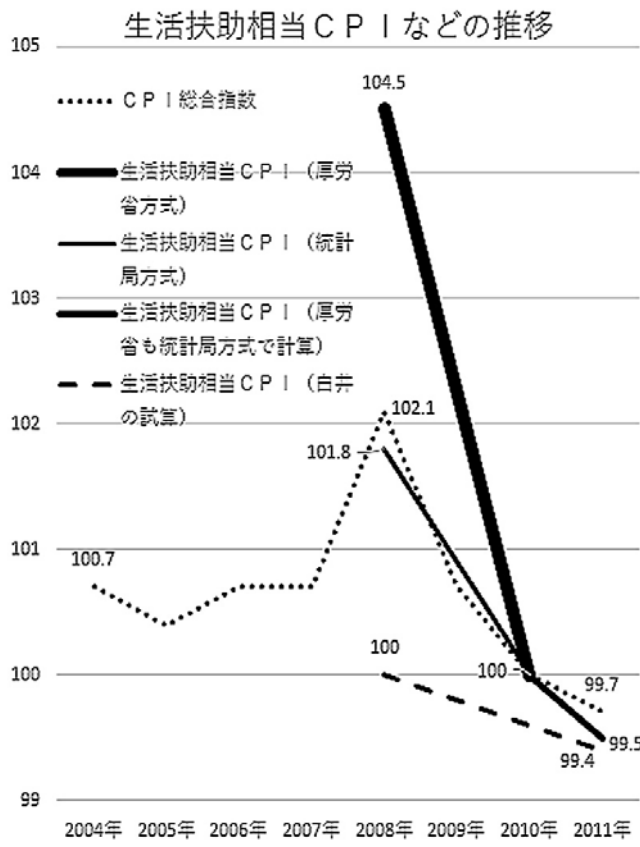
求められる国会での徹底追及

白井康彦 フリーライター

不正は 勤労統計だけではない

今年の通常国会は「統計国会」の様相。毎月勤労統計の不正は酷い。その他の統計不正も次々明るみに出ている。しかし、2月23日の段階では、最悪の統計不正がクローズアップされていない。それが「生活保護費大幅削減のための物価偽装」である。

厚生労働省は2013年1月、生活保護制度の日常生活費である生活扶助の基準切り下げ案を公表した。3年間かけて段階的に切り



下げの内容で、生活扶助費の国予算は年間約670億円圧縮された。世帯単位の生活扶助費の平均削減率は約6・5%。基準切り下げの理由は2つ。生活保護世帯の区分ごとの生活扶助基準のゆがみを是正しようとする「ゆがみ調整」と「デフレ調整」である。670億円の予算削減額の内訳は、ゆがみ調整約90億円、デフレ調整約580億円であり、デフレ調整の影響の方が大きい。

厚労省がデフレ調整の根拠とした物価指数は、厚労省が自ら開発した「生活扶助相当CPI」である。それが2008年〜2011年に約4・78%下落したという。生活扶助相当CPI

デフレ調整の中身は、物価下落率に連動させて生活扶助費を削る物価スライド。物価スライドで絶対的に重要なのは、物価指数変化率の計算の確かさである。その一番のポイントが、この事案では踏みこたれた。筆者が「物価偽装」という言葉を使うのは、厚労省が物価下落率を意図的に膨らませたと確信しているからだ。

厚労省がデフレ調整の根拠とした物価指数は、厚労省が自ら開発した「生活扶助相当CPI」である。それが2008年〜2011年に約4・78%下落したという。生活扶助相当CPI

は、生活扶助費で購入する商品やサービスを対象にした消費者物価指数。厚労省は、計算のめとなる各品目の支出割合や価格指数のデータはCPI統計のものそのまま使った。筆者は昔から、消費者物価指数(CPI)には関心が強かった。その筆者の感覚では、4・78%の下落率は異様に大きかった。CPI

物価偽装のカラクリ

カラクリの最大ものは計算方法だった。消費者物価指数は、総務省統計局の担当。統計局は基準年を5年ごとに替えるラスパイル方式で計算している。基準年は、西暦の5で割れる年である。統計局の方式だと、2008年の生活扶助相当CPIは2005年の各品目の支出割合をもとに計算。2011年の同CPIは2010年の各品目の支出割合をもとに算出する。厚労省も2011年は統計局の方式で計算した。ところが、2008年については、2005年の支出割合ではなく、2010年の支出割合で計算していた。

2013年の生活扶助基準改定については、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

2013年の生活扶助基準改定については、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

2013年の生活扶助基準改定については、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

2013年の生活扶助基準改定については、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

2013年の生活扶助基準改定については、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

I統計の対象の全品目で計算するCPI総合指数の2008年〜2011年の下落率は約2・35%にとどまる。物価指数の下落率に2ポイント超の誤差があるのは異常だ。それ以来、おおよそ4000時間ぐらいいを投入して物価偽装のカラクリを研究。ほぼ完全に解明できた」と自負している。

I統計の対象の全品目で計算するCPI総合指数の2008年〜2011年の下落率は約2・35%にとどまる。物価指数の下落率に2ポイント超の誤差があるのは異常だ。それ以来、おおよそ4000時間ぐらいいを投入して物価偽装のカラクリを研究。ほぼ完全に解明できた」と自負している。

I統計の対象の全品目で計算するCPI総合指数の2008年〜2011年の下落率は約2・35%にとどまる。物価指数の下落率に2ポイント超の誤差があるのは異常だ。それ以来、おおよそ4000時間ぐらいいを投入して物価偽装のカラクリを研究。ほぼ完全に解明できた」と自負している。

I統計の対象の全品目で計算するCPI総合指数の2008年〜2011年の下落率は約2・35%にとどまる。物価指数の下落率に2ポイント超の誤差があるのは異常だ。それ以来、おおよそ4000時間ぐらいいを投入して物価偽装のカラクリを研究。ほぼ完全に解明できた」と自負している。

I統計の対象の全品目で計算するCPI総合指数の2008年〜2011年の下落率は約2・35%にとどまる。物価指数の下落率に2ポイント超の誤差があるのは異常だ。それ以来、おおよそ4000時間ぐらいいを投入して物価偽装のカラクリを研究。ほぼ完全に解明できた」と自負している。

I統計の対象の全品目で計算するCPI総合指数の2008年〜2011年の下落率は約2・35%にとどまる。物価指数の下落率に2ポイント超の誤差があるのは異常だ。それ以来、おおよそ4000時間ぐらいいを投入して物価偽装のカラクリを研究。ほぼ完全に解明できた」と自負している。

パソコン下落がなぜ 生活保護削減の理由か

物価指数を比較する期間内で、価格が急落する一方で購入数量が増えた品目があると、パーシェ方式で計算した場合はその品目の影響が目立って大きくなる。2008年〜2010年の生活扶助相当CPIの影響は、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

物価指数を比較する期間内で、価格が急落する一方で購入数量が増えた品目があると、パーシェ方式で計算した場合はその品目の影響が目立って大きくなる。2008年〜2010年の生活扶助相当CPIの影響は、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

物価指数を比較する期間内で、価格が急落する一方で購入数量が増えた品目があると、パーシェ方式で計算した場合はその品目の影響が目立って大きくなる。2008年〜2010年の生活扶助相当CPIの影響は、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

物価指数を比較する期間内で、価格が急落する一方で購入数量が増えた品目があると、パーシェ方式で計算した場合はその品目の影響が目立って大きくなる。2008年〜2010年の生活扶助相当CPIの影響は、全国29カ所の地裁に行政処分取り消し請求の訴訟が提起され、長期戦が続いている。各地の弁護士などが厚労省の計算方法を研究。2008年〜2010年の計算については「パーシェ方式ではないか」という見方が出た。筆者も、この2年間に

10年の支出割合で計算していた。

厚労省の計算の怪しさは

厚労省の計算の怪しさは

厚労省の計算の怪しさは

厚労省の計算の怪しさは

厚労省の計算の怪しさは

Iへのパソコンの影響が強まった構図は、生活保護世帯には残酷である。

厚労省の生活扶助相当CPIの計算には、もう一つ大きな問題があった。それは、計算で使った各品目の支出割合が生活保護世帯平均の数字ではなく、一般世帯平均の数字だったことだ。生活保護世帯は生活が苦しいので、電気製品の支出割合は非常に低い。その現実が、厚労省の生活扶助相当CPIの計算では反映されなかった。

筆者は、生活保護世帯の支出割合の数字を使って生活扶助相当CPIの2008年〜2011年の下落率を試算してみた。下落率は0・64%に過ぎなかった。得られるデータの制約で、概略的な計算ではあるが、筆者は「真実の生活扶助相当CPI下落率は1%未満」と推定している。グラフの一番下の点線である。

物価偽装のカラクリを多くの人に知ってもらいたい。統計を悪用したこんな詐欺的行政がまかり通っては、日本が駄目になってしまう。筆者は参考資料も用意した。最近公開したホームページ「生活保護費大幅削減のための物価偽装を暴く」

(http://hinkonkake-ken.com)と2014年に出版した「生活保護削減のための物価偽装を糾す!」(あけび書房)である。

「分断」を越えるために

「経済」を前提からとらえ返していく

『幸福の増税論—財政はだれのために』

井手英策／岩波新書

強い危機感に促されて

本書を読んで感じるのは、著者の現状に対する危機感の深さだ。第一の懸念材料は日本経済の現状についてである。昨年の後半以降株価は低迷し、アベノミクス

の陰りに多くの人々が不安を抱き始めているが、実は人々の可処分所得は20年以上も減少傾向にある。

1970年代には20%を超えていた家計貯蓄率も2010年代にはマイナスに転落した。児童のいる世帯の平均所得額や二人以上世帯の勤労者世帯収入なども、この20年で5〜10%以上も減少しているという。

1990年代には、日本の一人当たりGDPはOECD加盟国中2位だった。しかし現在は新興国や東欧諸国が加勢して34カ国に拡大したなかでさえ18〜20位である。並行して世帯間の

格差も広がっている。所得格差の大きさを示すジニ係数も、37カ国中16位というのが実情である。著者に言わせれば「社会全体が音を立ててきしみ始めている」のである。

分断された社会

しかし著者の抱く本当の危機感は、この社会の成員間に連帯意識が希薄なこと

である。例えば世界価値観調査によれば、「収入をもっと平等にすべきだ」という意見は先進15カ国中10位だとい

う。あるいは「国民の収入が平等になるように国が統制すべきだ」という意見の割合は60カ国中なんと55位というものだった。日本は先進国のなかで、格差への関心が薄い社会なのだ。

その基礎ともなる他者に対する信頼感はどうか。同じ調査で「初めて会った人をどのくらい信用しますか」という問いに肯定的に答えた人の割合は59カ国中55位、政府に対する信頼感も、60カ国中51位という低さである。

その他、「自分の人生が自由になるか」という質問に対して「自由になる」と答

再分配をどう実現するか

本書は、このような「絶望」的な状況の中で、人々の間の助け合いや富の再分配をどのように実現したらいいのか、という課題に正面から取り組んだものである。著者は、このような状況の中では、「弱者を救おう」という従来の左派やリベラルの主張では、人々の

支持を得られないという。そして、所得制限を設けず

にすべての人を対象にした「ベーシックサービス」を提供し、そのための財源として所得の低い人も含めて全ての人が税を負担する、という新たな組み合わせを提唱する。

実は本書を読み進めるなかで、この章は著者の真意がつかみにくい。いきなり理想をかかげても、分断が進行している人々の賛意が得られないのではないかと

いう。固定的な主張を繰り返す左派やリベラルへのいら立ちが先行しているのかもしれない。

幅広い中間層も含めて所得税の累進課税をどう受け入れてもらうか、という点が再分配の中心課題のはずなのに、ここではそれがはっきりしない。「税の抜け道をふさいでいければ、累進性を強めなくてもよくなる」などと書かれている箇所もある。その後の消費税をめぐる議論のところで、「所得税などの累進性を強める」ことに「僕も賛成だ」という叙述を見つけやると安心できたりするのである。

本書では、あるべき税制の姿が様々な角度から議論されている。それはどんな中身になるのかを少し考えてみる。例えば現行の所得課税は図1のようになっ

ている。基準値R以下の人には生活保護が与えられ、所得の多い人には課税がされることになる。

この形態では、R以下の人は保護を受けなければならぬ特別な人として尊厳が傷つけられる、また少しでも働き始めればその分給付が減らされることになり、いわゆる「福祉の罠」が自立の足を引っ張る。さらに恩恵を受けるのは所得が極端に低い特別な人たちだけだということになり、税負担に対する忌避感が高まることになる。

そんな本書の指摘を考慮すると、あるべき税制は例えば図2のようになるのではないかと。給付はベーシックサービス

の形でとることも多いだろうが、現行の生活保護も組み込んだ制度にするためには、金銭的な給付も含める必要があるだろう。所得税は高所得者には課税、低所得者には給付（負の所得税）となる連続的で統一的な扱いになる。そうすれば、図1のRのような「恥辱感」につながる指標はなくなり、均衡点のrは結果的にその都度定まる事後的な数字に過ぎなくなる。

低所得者も、所得が発生したり増加したりすればその何割かは生活向上につながる、「福祉の罠」は回避される。また特定の対象者ではなくても多くの人々がその年の所得状況により給付の対象になる可能性を持つことになる。本書が理想とする「幅広い恩恵と課税」を基礎づけるのは、現実の制度としては特定の閾（しきい）値（図1のRのこと）を持たない統一的で連続的な税の扱いなのではない

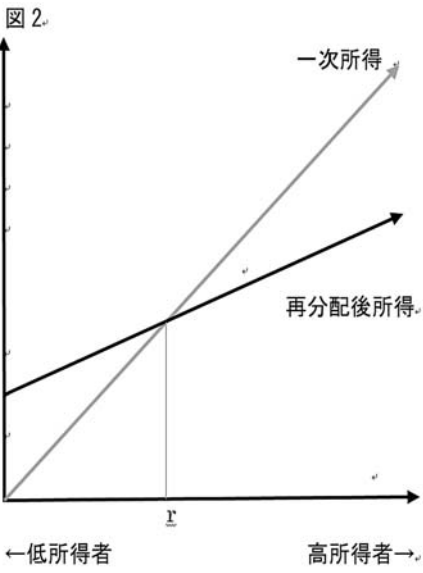
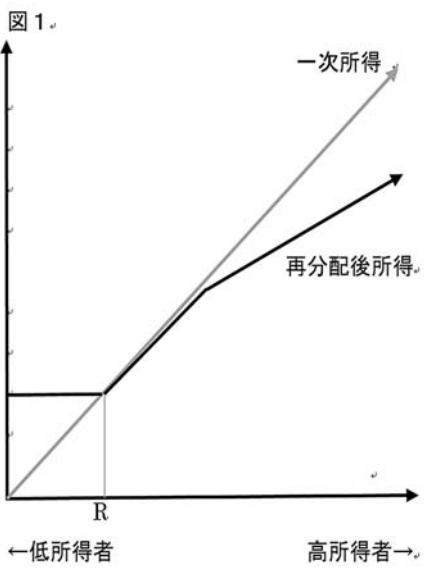
か。図2の所得税制ならば、シンプルな直線でありながら、高額所得者への累進課税もきちんと組み込まれている。

一方で著者が現実の政策立案に携わる立場であることから、多面的で現実的な考察も展開されている。これらの中に税をめぐる議論へのヒントが数多くちりばめられている。「逆進性がある」というだけにとどまらない消費税の意義や財政再建の功罪、あるいはベーシックインカム

の分析やリフレ派への批判などもいねいに解説されている。

リフレ派への批判の中で「財政は破綻しないのだから借金しよう、所得さえふえればみんな幸せになる、こうした主張にいったいかなる社会観があるのだろうか」という一節があったのが印象的だった。このような観点からの批判に出会うと、視野は一気に広がる。本書の後半には、二一スから出発した地方自治体における行政と住民との共働の取り組みの紹介があった。かつてポランニーが考えたように、「福祉」も「再分配」も経済だけ、ましてや財政だけの問題ではなく、実は社会全般にかかわる問題でもある。人々の間に深く横たわる「分断」を越えていくためには、「経済」をそのなりたつ前提からとらえ返していく作業が今後不可欠なのだろうと思う。

滝川一郎



「財政」に収斂させずに

本書では「社会的、国家的連帯のしくみ、それこそ『財政』である」と述べ

再分配を様々な角度から論じよう

本書では「軍事費を削減して福祉の充実を図れ」といった左派やリベラルにありがちな口当たりのいいスローガンではなく、「増税の

シリーズ・1968〜69年反乱から50年第3回

「糟谷孝幸の死」から50年

糟谷の反戦の遺志から日本原へ

内藤秀之 日本原農民

私と自衛隊日本原演習場

岡山県北部に陸上自衛隊日本原演習場がある。私は岡山県奈義町に住み、日本原基地に対する反対運動をしている。演習場に接近して村があり、生活がある。演習場内には私の家の田んぼが五反。地区の神社もある。池のほとりには公会堂があり、池の水取口は演習場の真ん中を過ぎたところにある。

また、近所の方が山の牛乳でアイスクリームを生産している。美味しいと言われる。各地から食べに来ていて、酪農を始めて30年近くな

力はあるつもりだったが、去年くらいから大変で、3割は家族で、1割は酪農のヘルパー、1割は近所の若い人に頼んでいる。私がやっているのは全体の仕事の半分。朝晩、搾乳などの作業をしたら、時間が残らない生活。12月初めにはそれまでできなかったインフルエンザにかかったりして、まもなく「山の牛乳」はやめないといいけない。

また、近所の方が山の牛乳でアイスクリームを生産している。美味しいと言われる。各地から食べに来ていて、酪農を始めて30年近くな

力はあるつもりだったが、去年くらいから大変で、3割は家族で、1割は酪農のヘルパー、1割は近所の若い人に頼んでいる。私がやっているのは全体の仕事の半分。朝晩、搾乳などの作業をしたら、時間が残らない生活。12月初めにはそれまでできなかったインフルエンザにかかったりして、まもなく「山の牛乳」はやめないといいけない。

自衛隊は自分たちが許可していることだと、許可証を発行して所持を求めたりしている。私たちがすると、これは自衛隊演習場ができる前からの慣行で権利。このような山の入会とは切っても切れない所に住んでいる。

私は71歳で、1971年より日本原で農業、酪農を50年ほど前からしている。5、6年前からは乳牛に和牛の受精卵を移植して産ませている。その和牛を飼っている酪農で、生産した牛乳を加工して「山の牛乳」の名前で販売し、飲んでもらっている。

1969年11月13日、岡山県大生・糟谷孝幸(当時21歳)は大阪・扇町公園での佐藤訪米阻止集会・デモの中で権力に虐殺された(11月14日に死亡)。

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

糟谷孝幸と

11・13扇町の闘い

1969年11月13日、岡山県大生・糟谷孝幸(当時21歳)は大阪・扇町公園での佐藤訪米阻止集会・デモの中で権力に虐殺された(11月14日に死亡)。

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

糟谷虐殺に居直る

警察・裁判所

糟谷を逮捕した警官は3人(荒木幸男、赤松昭雄、杉山時史)。警官の1人の警棒には糟谷と同じ血液型の血痕が付いていたことが

はっきりしている。だが、3警官に対する告発は不起訴になり、警察は何もしないように居直る。

糟谷は警官3人に暴行を受けている。自分の話になるが、68年東京で王子野戦病院反対の闘いがあって、参加した。プロ学同の前身の民学同左派は、当時デモではヘルメットをかぶるくらいだった。私たちの前にいた警官が糟谷の頭を警棒で殴っていたと思う。

糟谷の検視では頭部に何か所か傷を負っている。前の傷は正面にいた警官から警棒で殴られた傷だと思



糟谷孝幸氏

1969年11月13日、岡山県大生・糟谷孝幸(当時21歳)は大阪・扇町公園での佐藤訪米阻止集会・デモの中で権力に虐殺された(11月14日に死亡)。

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

60年安保は国会闘争だった。70年安保闘争は69年秋、佐藤首相訪米による佐藤・ニクソン会談で日米共同宣言を発する。これは実質的な安保改定だった。それで、私が所属していたプロ学同(プロレタリア学生同盟)は、69年11月17日佐藤訪米

が暴行を加え、虐殺を行っ
た。機動隊員の警棒には槽
谷と同じ血液型の血痕が付
いていたと分かっている。

槽谷が殺された後、私た
ちは加害3警官に対する告
発運動、警官が不起訴に
なった後は付審判請求の運
動に取り組んだ。だが、こ
れらの証拠も全て無視さ
れ、却下された。日本の裁
判所とはこんなものなのか
と思った。権力と反対の決
定を出すことはない。それ
が日本の司法のあり方。

槽谷は明らかに虐殺され
た。権力はそれを無視した。
それどころか、火炎瓶が頭
に当たった傷だという「法

槽谷孝幸の闘いの意味

69年11月13日の時、自分
はデモ隊に戻ったので、事
後逮捕された。新聞「統一」
(69年12月8日)に岡山で
の「槽谷孝幸人民葬」を岡
山大学で11月30日に行った
とある。これに参加した記
憶はないので、この頃逮捕
されていたと思う。

医学者」御用学者も出て
くる有り様だった。
数年経って、槽谷の父に
会った。父親は実際に遺体
を見ていたので、「体は傷が
いっぱいだった。無数の数
があった。頭の傷だけでは
なかった。孝幸は警察に負
傷させられて、殺されたん
だ。昔の時代だったら敵を
討ちたい」と言われた。

私は毎年11月、加古川の
槽谷の墓前に行って、槽谷
の分まで自分も頑張るから
と。槽谷を虐殺して平気で
いる権力を倒すことでし
か、槽谷に代えることはで
きないんだと、一生懸命い
ろんなことをしてきた。

10・21から始まる69年秋
期の闘いを、どんな闘いが
できて、次にとどのようにつ
なげていったらいいのか。
自分もなかなか考えをまと
める時間ないというのか。ど
う総括するか。まじめにく
いという状況だった。

槽谷の闘いというのは、
10・21の闘いへの権力の弾
圧で大打撃を受け、残って
いる仲間も少ない中、新し
い政治状況を作り出すんだ
と必死に攻勢的に闘った。
それが1969年11月13日

の闘いだった。
あきらめずに、しかも実
力で闘う。何とか政治状況
を変えていくという闘い
だった。

昨年、津山での講演で浜
矩子が「状況は変わるし、
変えられる」と話していた。
当時、私たちも、10・21で
全員が逮捕された状況にめ
げずに、さらに挑戦し、何
とか阻止するんだというこ
とで扇町の闘いをした。

3つ目に、槽谷は「黙秘
します」最後の言葉に亡
くなった。槽谷自身、それ
以上の言葉を発する力はな
かったと思う。槽谷の最後
の「黙秘します」という闘
いが、その後の三里塚での
プロ青同・先鋒隊の反弾圧

78年三里塚の闘いで管制
塔を占拠したときに、69年
に必死で闘ったことがあっ
たから、その経験が生かさ
れ、地の利を得て勝利でき
たのではないかと感じた。
2つ目には、槽谷もそう
だったが、ベトナム戦争時
代の学生運動の理想は高
かった。ベトナムに多い時
は50万人の米兵が派兵され
た。あらゆる兵器、化学剤
を使ってベトナムを攻撃し
て焼いて殺した。その時代
にエンタープライズ佐世保
入港(1968年1月)があ
り、負傷した米兵を運び
込む王子野戦病院があっ
た。

う動きだった。運動として、
ベトナムの人々を考えて、
自国政府に対して闘うん
だ。日本政府に参戦国化を
やめさせるんだ。素晴らしい
国際主義だった。いま
の安倍政権は、ベトナム戦
争時の子や孫の世代の人た
ちを外国人労働者として、
資本主義に利用しようとし
ているが。

3つ目に、槽谷は「黙秘
します」最後の言葉に亡
くなった。槽谷自身、それ
以上の言葉を発する力はな
かったと思う。槽谷の最後
の「黙秘します」という闘
いが、その後の三里塚での
プロ青同・先鋒隊の反弾圧

13日の闘いは、その後の70
年代の実力闘争が多かった
時代に引き継がれていっ
た。その一つの力になった。
一つは、1969年11月

日米共同声明が発せられ
たということ、私は日本
原で日米共同声明路線を阻
止していくのだと日本原に
行く。私は11・13の件で逮
捕されていたが、70年2月
か3月に保釈されて、鉄工
所で9月まで働いていた。
そうして、仕事しながら、
70年2、3月から日本原に
行く。その後、日本原で農
民となり、日本原での生活
と運動が続いた。

の闘いにつながった。いろ
んな闘いの中で、槽谷の「黙
秘します」の闘いがその大
きな力になったと思う。槽
谷を引き継いで、槽谷の「黙
秘します」という闘いをや
るんだというのが支えに
なったと思う。それでその
後の弾圧は最小限に抑えら
れたのではないと思う。

自分は槽谷の闘いをどう
総括するのかと言われたと
きに、槽谷の闘いを一言で
言うのは難しい。槽谷は、
必死で闘って命を失った。
日米共同宣言を阻止する
と。だが、日米共同宣言は
発せられ、現在の安保法制
につながっている。

厚木基地訴訟では、逆に
損害賠償訴訟で差止めを
争ったら、航空機の飛行は
公権力行使だからと却下さ
れた。
自衛隊の行う演習を民事
訴訟で争ったら、公権力の
行使だからと行政訴訟で争
えと却下されて、行政訴訟
で争ったら、公権力の行使
ではないから民事訴訟で争
えと却下される。今の裁判
所ではどちらで争っても判
断を避け、明確な判断を出
さない。

沖繩の裁判でも第三者行
為論とか言って、嘉手納基
地騒音訴訟で日本政府が賠
償をしても、米軍機が飛ぶ
などということは日本の裁判
所は判断できませんという
判決。日米安保と関連する
法令も矛盾しているが、裁
判所は判断しない。ダメだ
なと思う。

するなど行政訴訟もやって
いる。公権力の行使を行政
訴訟で争う。損害賠償を争
うのが民事訴訟になる。弁
護士も迷ったが、行政訴訟
で争った。
そうしたら、一番で裁判
長が3人代わり、裁判所は
自衛隊の射撃は公権力行使
に当たらないから行政訴訟
で争うことはできないと門
前払いされた。最高裁まで
同じ判決だった。

こっちは怒って、2時間
前なのはどうして止めるん
だよ。だんだん抗議が高ま
るし、支援の学生も集まっ
てきた。それに対して、自
衛隊がこちらを木銃で突い
て、上官の「弾込め撃て」
の号令で一斉に石を投げて
きた。

私は車を抗議行動の後ろ
に停めていたが、壊された
ら大変だと。15メートルほ
ど後ろに下げた。それが、
最後に一斉に投げられて、
車のフロントガラスに十近
く穴が開いた。

それらを問題にして刑事
告発したが、岡山地検は「法
解釈よりも社会利益を優先
した」と言って、不起訴処
分にした。それで民事訴訟
で真相を明らかにする。私
は車を壊されたということ
で、私を含め木銃で突かれ

件を刑事告発したが、不起
訴になった。
この日は東地区での最初
の射撃があるということ
で、前日から入れないよう
にと自衛隊は前日3時から
立ち入り禁止としてきた。
それでも、前日1時はま
だ立ち入りできるというこ
とで、私も抗議に行った。
そうしたら、自衛隊は1時
から立ち入り禁止にした。

控訴して、91年控訴審で
は「極めて危険な行為で違
法」と賠償を命じる一番と
は逆の判決が出た。フロン
トガラス修理代などしかで
なかったが、それでも、勝
利の判決は初めて。裁判長
が定年直前だったので、も
う出世の望みもないとい
うことで、正直に判決して
くれたのではないかと。若い裁
判官だと、普通の判決をし
たら、出世できなくなる、
左遷させられるからと。裁
判を担当した寺田弁護士も
元参院議員で、お米をもっ
ていくくらいしかお礼がで
きなかったががんばって
くれた。

射撃訓練訴訟に71年から
取り組んだが、これは全国
の地方裁判所から最高裁ま
で憲法に矛盾する判決をし
ても平気という裁判だっ
た。情けない司法制度だ
と。どこに三権分立がある
のだらうと思っている。

1950年6月、朝鮮戦
争が始まって、警察予備隊
7万5000人が作られ、
同数の米軍が朝鮮半島へ

演習場全面使用(大砲の射撃)は許してない

行った。日本原裁判で沢村
武生証人が、元々自衛隊は
警察予備隊として米軍基地

70年安保はそれらを確認
し、日本のベトナム戦争加
担をさらに強めていくとい

抗議する農民・学生に対し
て、自衛隊員200人が一
斉に投石をした。投石で私
の車が壊されて、奥鉄男さ

話が前後して申し訳ない
が、日本原では演習場の西
から東に実弾を撃つ演習を

同数の米軍が朝鮮半島へ

警察予備隊として米軍基地

行った。日本原裁判で沢村
武生証人が、元々自衛隊は
警察予備隊として米軍基地



69年11月13日



参加者に日本原の説明をする内藤さん

(5面から続く)

を警備するために作られたと証言した。1950年朝鮮戦争で日本から朝鮮半島へ米軍が派遣される。マッカーサー指令があつて警察予備隊がつくられ、米軍基地を警備する。自衛隊は誕生から米軍の補充だった。出発からおかしい。

そして、戦前陸軍演習場があつたところが、自衛隊が作られてから陸上自衛隊基地となる。

1969年、奈義町議会は「明治憲法復元決議」を行った。それで復元決議撤回と東地区実射反対を掲げて、70年から2月11日に日本原集會を開いている。私は、初めて2月11日に行われた70年2・11日本原集會には参加してないので、まだ拘留所に入っていたのだと思う。

70年4月9日、奈義町議會在東地区で榴弾砲実射に同意した。自衛隊から6日間連続で榴弾を撃つと通告

70年4月21日、農民19人が着弾地に座り込み、私たち学生・労働者も上から演習場に入りしめていた。農民が座り込んでいる着弾地に自衛隊が榴弾砲を3発撃ち込んだ。

これは大問題になり、国会でも地元理解がなければ撃ちませんという中曾根康弘防衛庁長官の答弁を引き出した。その週の実射は中止になった。その後、着弾

地の木をきれいに切つてしまふ。それに対する阻止行動にも取り組んだ。

山をきれいに伐採して入れないようにして、71年6月24・25・26・30日にもう一度榴弾砲を撃つと通告してきた。それに対して同6月23日、地元住民86名が射撃訓練禁止を求める行政訴訟を起こした。私は結婚して地元の農民になつていたので、差し止め裁判の原告になつた。

結局、この時、通告した予定日には撃てなかった。

76年5月17日投石事件。この日、迫撃砲実射があつた。75年12月、新しい着弾地が造られ、ロケットランチャー射撃演習が始まつた。

12月25日、時間前に農民、労働者、学生の500人が着弾地入り込みをした。橋の上で機動隊がいたので、デモ隊が盾や帽子をとつた。焚火の脇に積み上げた、燃やしたりした。最後は来ていた国会議員を通して盾などは返したが、いろんなことをした。

70年代は国と体を張つてたかた、逮捕されたりした時代だった。1978年防衛白書に、日本原演習場と明記されてはいないが、「用地に飛び地がある」「場内で耕作などが行われている」「演習訓練に

今でも東地区で105ミリの榴弾砲は撃つていない。なぜ日本原で撃とうとしたのか。日本原には特科連隊が駐屯していた。装備が105ミリ、155ミリ榴弾砲。155ミリは撃てなくても、せめて105ミリは撃ちたいということで、いろんな強硬なことをしてきた。結局、105ミリも撃つのをあきらめた。

一昨年ごろに編制が変わつて、特科連隊が日本原からいなくなった。

演習場内の田んぼは十数戸で5町歩以上はあつた。それが私の家と奥鉄男さんだけになった。奥さんは老齢化で離作した。

私の住む宮内地区は35戸になって、自衛隊が19戸の約10ヘクタール余りを買収した。70年、71年と射撃を2度止めた後、自衛隊は演習場の奥の田んぼも射撃の邪魔になるとのことで新たに買収した農地との交換を進めていった。任意なので出ていかななくてもいいのです。演習場にある田んぼを交換で演習場外に出すことに応じてしまった。

私は一人になったが、今でも演習場内の田んぼを作りに行っている。これも改憲が行われたら、田んぼは強制買収になると思う。耕作している土地は私有地ではなく、小作地。小作権というのは農民にとっては強い権利。自衛隊が強制的に取り上げることができない。

でも、改憲が行われたら、憲法を振りかざして、通行止めにしたたり、農地を強制買収したりする。安倍首相は、口では改憲で自衛隊の任務も権限も変わりませんと言ふ。しかし、改憲で権限が大きく変わると思う。

戦後の日本原の拡張買収は今まですべて任意買収だった。だが、憲法に自衛隊が明記されたら、旧陸軍と同じ強制買収になる。

2006年2月第1回日米共同演習の時、全域を立ち入り禁止にして、神社

にも行けなくした。ちょうど、町に出ている人が帰ってきて宮参りに参ろうとした。立ち入り禁止で参ることができなくなつた。

それで、背後地が民有地である。薪を採つたりする入会地であること。町道が演習場の奥までつながつていて、伐採された着弾地周辺の木は水源涵養保安林だったが、自衛隊は勝手に伐採した。

防衛白書の記述に表れているように演習場には様々な権利がある。地元の権利を行使すること、

神社に行く。自衛隊は憲法で認められない存在でないかと抗議した。通行止めをする法的根拠を示せと言つたら、自衛隊は示すことはできなかった。

自衛隊明記の「憲法改正」がされたら、憲法に基づいて立ち入り禁止にしますと言ひ出す。これまで憲法9条は戦争反対の人々の根拠となつてきた。9条は戦争・軍事的手段ではなく、近隣国と友好を築いていかなければならないと言つてい

改憲で

憲法が強制収用の根拠に

平和を創る行動として

生きる

改憲で

憲法が強制収用の根拠に

平和を創る行動として

生きる

(1月20日)

生まれてきた場所が違うだけで……?

改めて言う 天皇制廃止

田井允男

今、平成の終焉、天皇代
替わりを直前に迎え、「天
皇・皇室」に関する報道・
記事・書籍が後を絶たない。
戦後の「天皇制」を考え
るとき、まず、1945年、
第二次世界大戦の敗戦、ア
ジア侵略の責任を取って、
天皇自ら退位、天皇制廃止
をすべきであった。「天皇
制ってなんだろう?」(宇都
宮健児、平凡社「中学生の
質問箱」)にも的確に記され
ているように、戦後の天皇
制は、アメリカGHQと日
本支配層の思惑の一致の

形となった「象徴」

しかし今、「天皇制」を考
えるうえで、「戦争・侵略責
任(アジアの平和)」に加え
て、もう一つ、「象徴」天皇
制そのものの根拠(戦後憲
法にかかわる問題を直視し
なければならぬ)、と考え
る。平成天皇が2016年
8月8日、いわゆる「ビデ
オメッセージ」を発したが、
これは、我々に何を突き付
けているのであろうか、と
いう問題である。ビデオ
メッセージには次の内容が
ある。

「公害」の原点であった。
死に至る不自由な身体を抱
えて仕度で苦しむ「生きる」
姿は、「苦海浄土」(石牟礼
道子著)などで記されてい
る。その苦しむは、「病」の
苦しきだけではない。
「チソン(日本皇室)あつ
ての水俣」であるゆえに、
「被害にあった」こと自身
を、地元で声に出せない、
言えない、言えなかった「苦
しさ」「生きつらさ」、それ
が「日本社会」の縮図であ
ることを知らしめた。

形となった「象徴」

オメッセージ」を発したが、
これは、我々に何を突き付
けているのであろうか、と
いう問題である。ビデオ
メッセージには次の内容が
ある。

かき消される憲法違反

これらの最近の「天皇家」
の動き(生前退位の意思表
明も含めて)は、憲法第4条
「天皇は、この憲法の定め
る国事に関する行為のみを
行ひ、国政に関する権能を
有しない。」への違反(政治
的関与)が指摘されている。
確かにそうだ。天皇がいつ
退位するか、という国事に
関すること(憲法では「天
皇の国事に関するすべての
行為には、内閣の助言と承
認を必要とし、内閣が、そ
の責任を負ふ。」と記されて
いる)を「勝手に」天皇が
決めていいはずがない。し
かし、「天皇も高齢になると

紀子、真子などについて、
マスコミ報道を参照しなが
ら、精神科医としての「見
立て」が記されている。そ
してそれは、香山は、その
皇室女子の現状を、「平成か
ら昭和にかけて大きく変
わった女性、自分の生き方
を考へる「鏡」としてほし
い、と言う。

暮らしが表に出てきた

天皇

では、この二つのこと、
つまり「旅」国民に寄り添
う天皇、「自分の生き方の鏡
としての天皇」に対して、
どう考えるべきであらう
か。

よく考えると、「国民に寄
り添う天皇」とは、日本社
会に「不幸・災難」がある
とき、そこを天皇が訪れる
こと、であることに気が付
く。膝を折って話しかけ、
「聞いてください」でありが
とう」と当事者の声を聴く
ことはできる。が、「不幸・
災難」の発生自身を食い止
めたり、長い長いその後の
辛い「暮らし」(その辛さの
一つに世間が忘れ去ること
もある)を解決・改善する
ことはできないのである。
「不幸・災難」で苦しむ民
がいる。その苦しむ民がい
ることを「存立の前提」と
いうのが平成天皇が、その

象徴の自己矛盾

天皇もただの人間を含む
問題は、「憲法」そのものが
自ら抱え込む「自己矛盾」
である。ただの人間が、た
また「天皇家」に生まれ、
生き方が決められる。基本
的人権がない。「保障されて



「私は即位以来、国事行為
を行うとともに、日本国憲
法の下で象徴と位置付けら
れた天皇の望ましい在り方
を、日々模索しつつ過ごし
てきました。」天皇として
の旅を終えようとしている
今、私はこれまで、象徴と
しての私の立場を受け入れ、
私を支え続けてくれた
多くの国民に衷心より感謝
するとともに、自らも国民
の一人であった皇后が、私
の人生の旅に加わり、60年
という長い年月、皇室と国
民の双方への献身を、真心
を持って果たしてきたこと
を、心からねぎらいたく思
います。」

それは、平成天皇の「勝
利宣言」であろう。敗戦後
スタートした「象徴天皇制」
が、いかに存続できるのかに
ついて、天皇自身が模索し
たがゆえに発せられた「勝
利宣言」であろう。では誰
に対して? それは「戦争
責任をきちんとこれ」を「天
皇制廃止」の根拠としてい
た我々への「勝利宣言」で
ある。平成天皇は、自らの
「戦争責任」に無自覚で
あったのではない。「自覚」
(それは、自ら退位しな
かったという意味では中途
半端である)し、「自覚」し
ていたがゆえに、サイパン、
パラオ、フィリピン(宇都
宮著の記述)を巡ったので
あった。

もう一つは、中身が定ま
らないままにスタートし
た、それゆえ不安定な「象
徴」に、具体的な形・方法
を見つけたこと。「勝利宣
言」である。それは、端的
に被災地を巡る「旅」であ
る。阪神・淡路、東日本大
震災をはじめ、「平成」は地
震・噴火・風水害被災が多
い時代の始まりであった。
宇都宮著によると、1999
年の雲仙・普賢岳以降、
現場に赴いた、と記されて
いる。その行く先は障害者
福祉の現場にまで及び、訪
問先では、ひざを曲げ、被

「公害」の原点であった。
死に至る不自由な身体を抱
えて仕度で苦しむ「生きる」
姿は、「苦海浄土」(石牟礼
道子著)などで記されてい
る。その苦しむは、「病」の
苦しきだけではない。
「チソン(日本皇室)あつ
ての水俣」であるゆえに、
「被害にあった」こと自身
を、地元で声に出せない、
言えない、言えなかった「苦
しさ」「生きつらさ」、それ
が「日本社会」の縮図であ
ることを知らしめた。

「聞き」は、その苦しむ民
の中に生まれることも、想像
に難くないのである。
しかも憲法12条は言う。
「憲法が国民に保障する自
由及び権利は、国民の不断
の努力によつて、これを保
持しなければならない」と。
改めて我々の課題を、「憲
法」自身が問いかけてきて
いるのである。

「天皇」が、ただの、同じ
人間としての姿をさらけ出
しながら、同時に「象徴天
皇制を担い、(法を超えた)
「権力行使」の可能性を持
ち、また「国民への寄り添
い」を行うことは、そもそ
も自己矛盾であり、天皇制
の撤廃しか、その矛盾を解
く方法・道はないのである。

「天皇」が、ただの、同じ
人間としての姿をさらけ出
しながら、同時に「象徴天
皇制を担い、(法を超えた)
「権力行使」の可能性を持
ち、また「国民への寄り添
い」を行うことは、そもそ
も自己矛盾であり、天皇制
の撤廃しか、その矛盾を解
く方法・道はないのである。

これでいいのか？ 増える軍事費 壊れる暮らし

NAJATが結成3周年集会

F35戦闘機147機分で6・2兆円、イージス・アショアに6000億円など、米国製高額兵器の爆買が加速する一方で、生活保護や医療、年金などの社会保障費が切り詰められ、貧弱な教育予算も放置されている。どう考えてもおかしい現状を変えるために何ができるのか。

やしているという方が正確だ。イージス・アショアやいずも型護衛艦の空母化などは、自衛隊の現場から上がってきた要求ではなく、官邸・NSC(国家安全保障会議)から下りてきたもの。安倍政権は「見捨てられの恐怖」を感じて、アメリカの離反を食い止めようとしているのではないのか。

税で社会保障を

続いて、高橋正幸さん(埼玉大学准教授)が講演。「ここ20年でびっくりするくらい世帯所得が落ちている。生活が苦しいと感じる人も4割から6割に増大した。『アベノミクス』は成功か、失敗か?が本質的な問題ではなく、何をやるのが経済成長を前提としていた

2月17日に武器輸出反対ネットワーク(NAJAT)が開いた結成3周年集会は、予算や財政のあり方全体に市民としてどう向き合うべきかを論点に据えられた。

悪循環を突破するために、思い切って社会保障を充実させることが必要。社会保険中心主義ではなく、税でやるべきだ。防衛費の削減は必要だが、必要な社会保障費はケタが違う。公平な税制をどう作り上げていくかを考えなければならぬ。

最初に、福好昌治さん(軍事評論家)が講演。「安倍政権は防衛費というより『FMS』(有償軍事援助)を増

社会システムは望みようがないということだ。人口や働く世代が減る中で、実質GDPを伸ばそうと必死になることに何の意味もない。日本は現金給付は高齢者以外はあまりに少ない。増やすべき社会保障費をどうまかなうかが焦点なのに、問題意識は一向に深まらず、不条理への諦めが支配しつつある。その結果、苦しむ者が苦しむ者を叩いて共倒れしていく社会になり、政府も信じられず、お互い信じられない国になっている。

2月11日、天皇「代替わり」に反対する2・11反「紀元節」行動が東京・水道橋で行われた。参加者は130人。この1年間行われようとしている退位・即位・大嘗祭など一連の天皇代替わり行事・儀式に対する最初の反対集会となった。集会には、同時刻に開催されていたキリスト者の反対集会からメッセージが寄せられた。

高橋哲哉が指摘するように、靖国神社には家族が戦死した苦しみを合祀の喜びに変える『感情の錬金術』がある。

天皇「代替わり」に反対する 2・11反「紀元節」行動

集会では菱木政晴さん(即位・大嘗祭訴訟呼びかけ人)が講演。中曽根、小

泉、安倍の首相靖国参拝違憲国賠訴訟を闘ってきた菱木さんは「首相靖国参拝訴訟は損害賠償請求でなければ起せないので、『侵略戦争の加害行為を担われた兵士と遺族はどのような被害を被ったのか』という問いを生んだ。

「代替わり」に反対 2.11反「紀元節」行動



『国家神道』というカルト宗教の宣伝材料として利用されたということ」

集会後、「紀元節」と天皇代替わりに反対し、御茶ノ水までデモを行った。

被災者の証言による 「14の物語」

映画『福島は語る』(監督 土井敏邦)

3・11福島原発事故から8年。映画『福島は語る』が公開された。パレスチナ取材で知られる土井敏邦が監督・撮影・編集した証言ドキュメンタリー。

今回の作品は、土井監督が福島で様々な立場の100人近い被災者の話を聞き、「14の物語」にまとめたもの。劇場版で2時間50分になる(全章版は5時間30分)。

新潟や首都圏に母子避難した母親。仮設住宅での生活を強いられた避難者。差別や非難を恐れ、避難して



きたことを話すことができないう避難者の悲憤。取り組んできた有機農業の農産物の注文が原発事故後激減した農民。自らも避難者となった教師が語る避難した児童たち。原発事故によって、故郷と家業を失い、絶望した跡継ぎの息子が「自死」した父親。

木の根で共有者会議と 現地調査 大地共有運動の会

2月16日、一般社団法人三里塚大地共有運動の会は木の根ペンションで現地共有者会議を行った。

2月4日、四者協議会(国土交通省・千葉県・周辺9市町・成田国際空港会社)は、今年の冬ダイヤ(10月27日開始)から成田空港A滑走路の夜間発着時間を午前零時まで一時間延長する

加瀬勉さん(元・三里塚予定地の多古町一丁目、芝山町、加茂をまわった。一鉄田では、ダンブがゲートを盛んに出入りしていた。



滑走路計画の説明をする加瀬勉さん

ことを決定した。騒音地域住民の反対の声を受けて、同意しなかった山口市・横芝光町は「苦渋の判断」と言いながら、夜間騒音拡大を容認した。

16日の会議では最初に、山口幸夫さん(法人代表理事)が「空港との共生はあり得ない、空港の拡張は間違い」とあいさつ。

柳川秀夫さん(三里塚芝山連合空港反対同盟代表世話人)は「空港のど真ん中という普通あり得ない場所に木の根ペンションがあるのは三里塚闘争50年の歴史の積み重ね」